

3 規程

旅費支給規程

第1条 本会の旅費の支給は、次の通りとする。

第2条 本規程は、会長が招集した場合、及び会長が出張を命じた場合に適用する。

第3条 旅費の種類は、交通費（鉄道運賃、航空運賃）、日当、宿泊費とする。

第4条 旅費は出張先又は招集場所と各勤務校所在地間の往復運賃の実費を支給する。

2 別表1「利用交通機関見分け表」に従い、旅費の実費を支給する。

3 事前に「旅費計算資料」を提出し、申請に基づいて旅費の実費を支給する。

第5条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費とし、その実費を支給する。但し、職務遂行上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によってその実費を支給する。また、開催時刻、終了時刻との関わりにおいて、宿泊を認める。

2 交通費（鉄道運賃、航空運賃）は、公共交通機関を利用しその路程に応じ旅客運賃の実費を支給する。

3 日当は、旅行中の日数に応じ、細則で定めた金額を支給する。

4 宿泊費は、旅行中の夜数に応じ、細則で定めた金額を支給する。

第6条 上記各項の支給は、予算の都合により打ち切ることができる。

第7条 旅費支給に当たっては領収書及び明細書をつける。

(附 則)

この規程は、昭和40年4月1日より施行する。

昭和40年4月1日	昭和57年4月1日一部改正
昭和46年2月15日一部改正	平成元年2月17日一部改正
昭和48年2月2日一部改正	平成9年2月13日一部改正
昭和49年6月8日一部改正	平成20年6月13日一部改正
昭和51年2月6日一部改正	平成21年3月6日全面改正
昭和52年6月12日一部改正	平成23年3月4日一部改正
昭和53年6月19日一部改正	平成27年3月5日一部改正
昭和56年1月27日一部改正	平成28年3月4日一部改正
	平成30年3月2日一部改正

別表1 利用交通機関見分け表

航空機利用	北海道、四国、九州、沖縄
航空機または鉄道利用 (新幹線・特急(指定席)利用)	鳥取、島根、山口、秋田、和歌山、広島
鉄道利用 (新幹線・特急(指定席)利用可)	青森、岩手、宮城、山形、福島、新潟、石川、富山、福井、岐阜、愛知、滋賀、三重、奈良、京都、大阪、兵庫、岡山 ※ただし、JR正規運賃よりも航空運賃の方が経済的な場合は航空機利用可
鉄道利用 (新幹線・特急(自由席)利用可)	茨城、栃木、群馬、山梨、静岡
鉄道利用(特急(自由席)利用可)	東京、千葉、神奈川、埼玉 ※一部地域を除く

※勤務校の所在地により見分け表の適用が不適當な場合には個別に判断する。